毎月20日は
飲酒運転根絶県民運動の日です

飲んだら
のれん

しない させない

飲酒運転

大分県・大分県警察・大分県交通安全推進協議会

飲んだらのれん!

飲酒運転は犯罪です!

飲酒運転は、重大事故につながる悪質な犯罪です。
「飲んだらのれん」を合言葉に、一滴でもお酒を
飲んだら絶対に車を運転しないでください。

二日酔いに注意!

個人差はありますが、身体からアルコールが完全になくなるには、かなりの時間を要します。

翌日に運転を予定しているドライバーは、飲酒量や飲酒時間に注意してください。

厳しい罰則!

● 酒酔い運転

５年以下の懲役又は100万円以下の罰金！
免許取消し！（欠格期間３年）

● 酒気帯び運転

３年以下の懲役又は50万円以下の罰金！
0.25ｍｇ/ｌ以上では免許取消し！（欠格期間２年）

● 危険運転致死傷罪

死亡事故では20年以下の懲役！

飲酒運転根絶のために!

運転するならお酒を飲まない！ お酒を飲んだら運転しない！	お酒を飲んだ人の車に同乗しない！ お酒を飲んだ人に車を貸さない！
運転する人にお酒を勧めない！	「ハンドルキーパー」にご協力を！

断酒会とは?

断酒会とは、酒害者による、酒害者のための自助組織です。

一般社団法人大分県断酒連合会 TEL/FAX 0977-67-3188
県断連HPアドレス　http://www43.tok2.com/home/dansyu/